

平成24年度 岐阜県消費生活相談員の募集

岐阜県県民生活相談センターで勤務する消費生活相談員を下記のとおり募集します。

記

- 1 募集人員 若干名
- 2 勤務場所 岐阜県県民生活相談センター
岐阜市藪田南5-14-53 ふれあい福寿会館内
- 3 職務内容 (1) 消費生活に関する相談に応じ、問題解決に向けての情報提供、助言、あっせん等の業務
(2) 消費生活に関する啓発業務
(3) その他
- 4 応募資格 (1) 次のうちのいずれかを備える方、またはこれと同等以上の知識及び経験を有すると認められる方
・消費生活専門相談員（（独）国民生活センター）
・消費生活アドバイザー（（財）日本産業協会）
・消費生活コンサルタント（（財）日本消費者協会）
(2) その他 パソコンの基本操作ができる必要があります。
- 5 勤務条件等 (1) 任用期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
(2) 任期更新 勤務成績により更新することがあります（5年を限度）。ただし、60歳を越えた場合は任期を更新しません。
(3) 身分 岐阜県非常勤専門職（消費生活相談員）
(4) 勤務日 週29時間の範囲内で、当センター全体の体制を考慮し、勤務日を決定します。
（日、祝日及び年末年始を除く）
(5) 有給休暇 あり
(6) 報酬 月額 190,147円（有資格者）
171,063円（その他）
（平成23年度実績。24年度は未定）
(7) 社会保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険
- 6 応募方法 (1) 応募方法 市販の履歴書（写真貼付）、応募動機（400字詰原稿用紙1枚）及び資格を証する書類の写しを持参又は郵送してください。
郵送の場合は、簡易書留でお願いします。
(2) 応募期限 平成24年2月17日（金）必着
- 7 選考方法 書類審査及び面接（平成24年2月22日（水）時間は個別に連絡します）
- 8 結果通知 平成24年2月29日（水）までに本人あて通知します。
なお、選考結果等に関する問い合わせには、一切応じません。
- 9 問合せ・書類提出 〒500-8384
岐阜市藪田南5-14-53 ふれあい福寿会館内
岐阜県県民生活相談センター TEL：058-277-1001